



阿波市

災害対応初動マニュアル

令和 6 年 3 月
阿 波 市

目 次

1. 基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

- 1 マニュアルの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 マニュアルの対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 職員の心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2. 災害時の配備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

3. 配備区分に応じた組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

- 1 対策会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 待機体制、警戒体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 第1非常体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 4 第2非常体制、第3非常体制（災害対策本部・水防本部設置）・・・・・11
- 5 非常体制配備指令の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

4. 災害対策本部の設置・運営・解散・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

- 1 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2 災害対策本部の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 3 災害対策本部の解散・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

5. 災害対応時の特に留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

- 1 災害対応に係る職員等の配備調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 2 被害情報及び応急対策の指示・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 3 避難情報の発令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 4 指定避難所の開設・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

6. 災害対策本部・各部等の主な任務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

7. 任務遂行にあたっての共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

- 1 入手情報の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 2 活動状況の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 3 被害情報の収集活動及び応急措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 4 災害関連物資・情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

■ 様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

1. 基本事項

1 マニュアルの目的

台風や地震等によって大規模な災害が発生した場合や発生するおそれがある場合には、職員が全力を挙げて対応し、市民の安全性を確保する防災・減災に努める必要がある。

被害を最小限に抑えるためには、特に災害発生が予想される前段階と、災害が発生した初期の段階での素早い初動対応が非常に重要である。

このマニュアルは、阿波市地域防災計画に準拠し、職員がとるべき初動対応をまとめたもので、各職員の主体的かつ迅速・的確な災害対応の実現を目的としている。

なお、令和4年8月をもって「阿波市災害対策本部マニュアル」を廃止し、本マニュアルに整理統合する。

2 マニュアルの対象

(1) 対象とする災害事象

●風水害

●地震災害

※その他、全庁的な連携が必要な事態が生じた場合は、本マニュアルに準じて対応する。

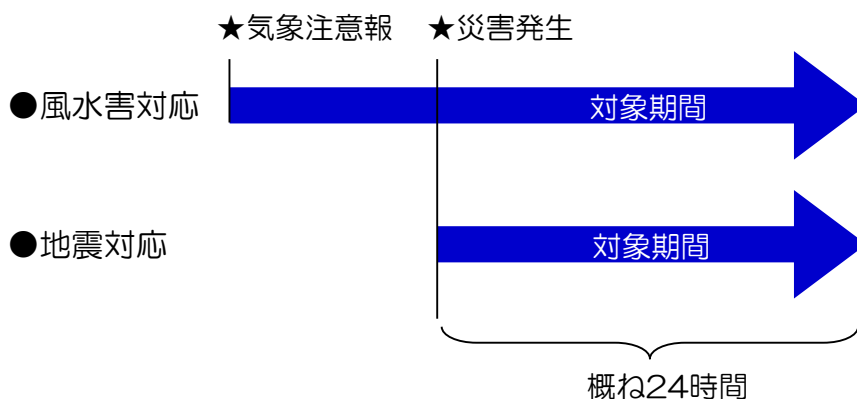
(2) 対象者

- ・阿波市全職員（他機関への出向者を除く）

※消防団員となっている職員は、各課職員としての任務を優先する。

(3) 期 間

- ・災害発生から概ね24時間を本マニュアルの対象期間とする。
- ・ただし、風水害対応については、気象注意報が発表されてからの対応を範囲とする。



マニュアルの対象範囲

3 職員の心構え

(1) 平常時

- 本マニュアルを熟読・点検し、「災害対策本部・現地対策本部名簿」に示す所属する部署の分掌、連絡体系、参集場所等を十分把握したうえで、次頁の表に記入すること。
- 本マニュアルでは、部・課を基本単位に分掌や連絡体系等を記載しているが、各個人に対する詳細な情報については、各課で役割を明確にし、危機管理課に情報を集約すること。危機管理課は、集約した情報を「災害対策本部・現地対策本部名簿」としてまとめて各課へ配布し、本マニュアルと併せた保管を呼び掛けること。なお、「災害対策本部・現地対策本部名簿」は、人事異動に伴い変更し、適宜、再確認を行うこと。

※毎年、各部内（担当各課）にて、個人の担当業務を調整し、その結果を危機管理課が、別途資料としてとりまとめ、全職員へ周知する。

- 災害対策本部各部・各課及び現地対策本部は、連絡体制を整備・確立すること。
- 参集場所は災害対策本部各部・各課・現地対策本部にてあらかじめ決めておくこと。

※全職員は、震度6弱以上の地震発生時（勤務時間外）においても、所属の部署へ参集すること。

- 総合防災訓練のほかに、各課等の組織単位での仮想訓練を実施するとともに、本マニュアルにおける問題点が生じた場合は、適宜、危機管理課へ報告すること。

各自の任務等

分掌業務	風水害時等	震度 6 弱以上の地震時 (勤務時間 <u>内</u> に発生)	震度 6 弱以上の地震時 (勤務時間 <u>外</u> に発生)
所属部			
参集場所			
個人の 担当業務			
(備考欄)			

(2) 災害時

スムーズに参集するために、あらかじめ次のことを整理しておくこと。

どこに参集するのか

- 原則として、災害対策本部各部・各課及び現地対策本部にてあらかじめ決めている場所に参集！

※建物の倒壊、橋りょうの落下、道路渋滞等を想定し、バイク・自転車・徒歩等による参集ルートを複数決めておく。

勤務時間外に大規模地震が発生した場合の行動指針

- 安全の確保を第一に考える！

まず、自分自身、家族等の安全の確保を最優先に行動する。

- 初期消火、人命救出に努める！

自分や周囲の安全確保を行った後は、初期消火・出火防止に努めると共に、倒壊家屋からの人命の救助活動等を行う。

- 震度6弱以上の地震や非常体制の場合は全員参集！

地震等が発生した場合には、テレビやラジオの情報等に注意し、状況を確認する。市内で震度6弱以上の大きな地震をはじめ、大規模な災害が発生した場合は、すべての職員が参集する。なお、震度6弱以上の地震時は、伝達を待つことなく、自分の家族等の安全を確保した後、直ちに非常体制の配備につく。

※この際、災害対策本部や職場に対し、電話等による問い合わせは一切行ってはならない。

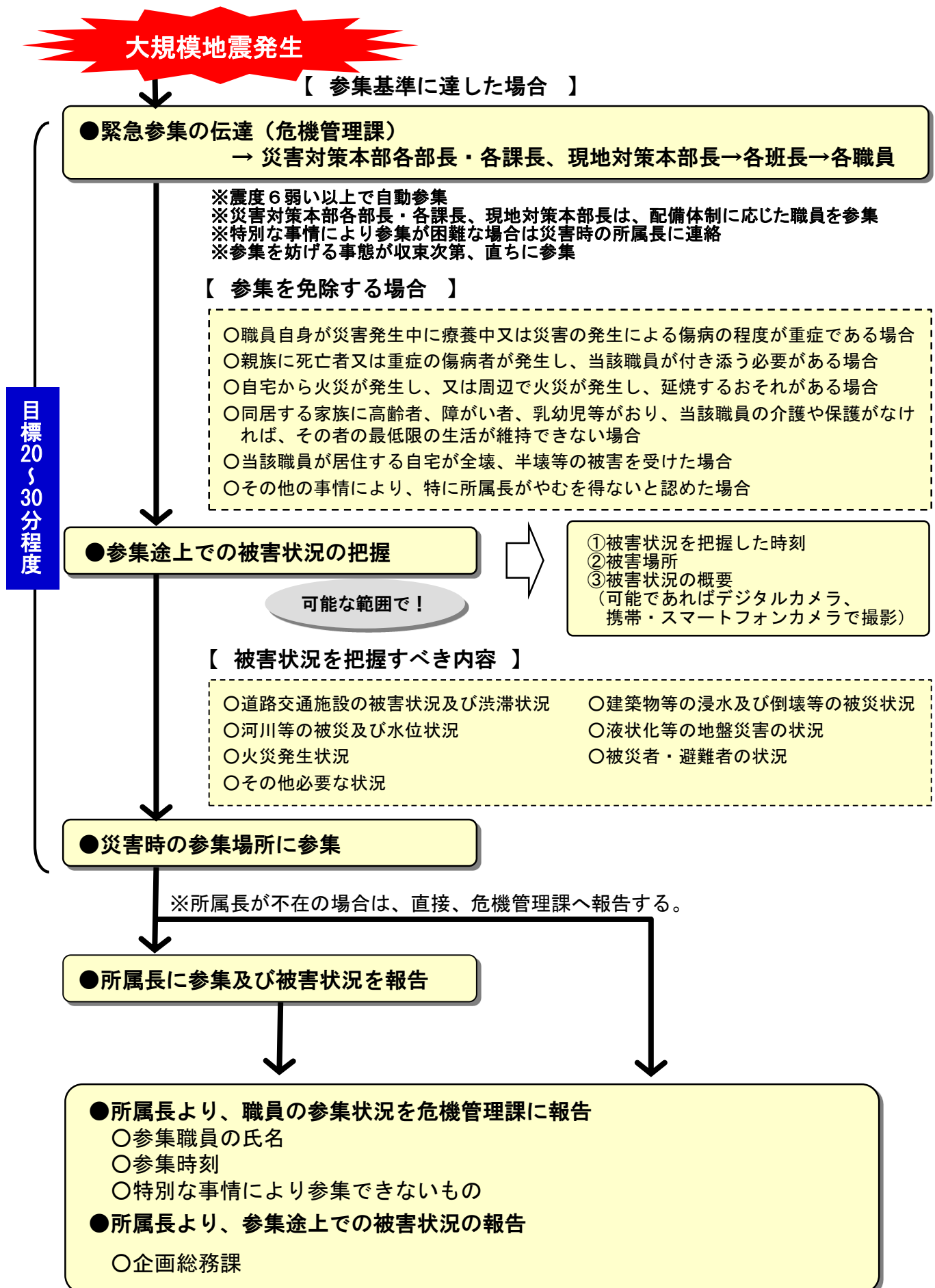
- 参集には細心の注意を払う！

建物の倒壊、道路の陥没、橋りょうの落下等に細心の注意を払いながら、速やかに参集する。このとき、自動車は交通渋滞の原因になるので使用しない。

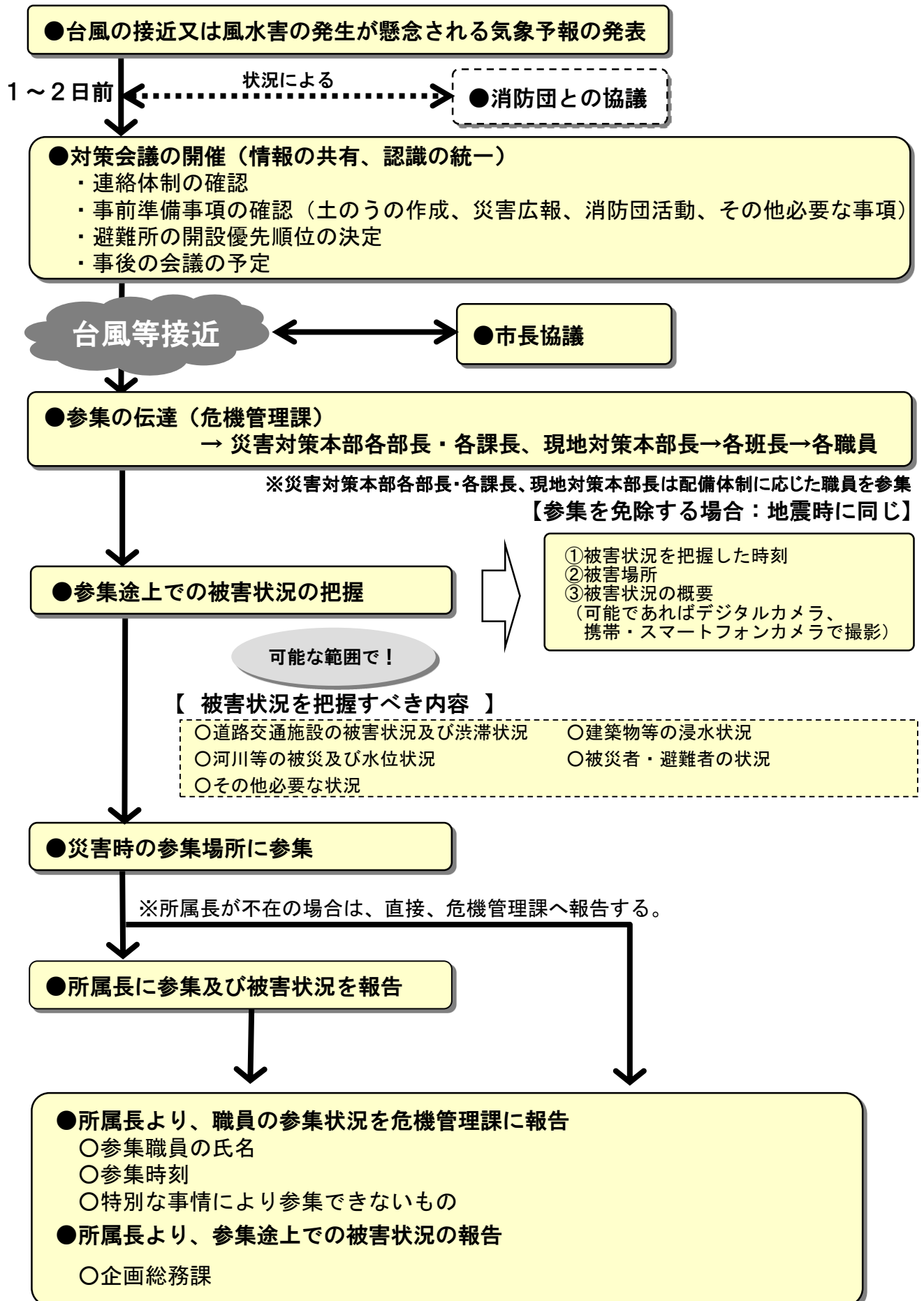
- 参集時の携行品を忘れずに！

飲料水や食料の確保ができない場合や、庁舎に泊まり込む場合を想定し、登庁の際は必要な物品を携帯する。

勤務時間外における参集までの行動（地震）



勤務時間外における参集までの行動（台風、風水害）



ア) 職員間における情報共有を徹底すること！

- 被害状況等を把握した者は、所属長を通じて企画総務課に報告すること。企画総務課は、情報を集約し、災害対策本部室に報告すること。
- 秘書人事課は、災害対策本部の決定事項、災害関連情報等を、庁内放送、電話等の連絡手段を通じ、庁舎内職員及び出先機関職員に対し、周知徹底すること。
- 各職員は、上司から指示された事項を速やかに処理し、その結果を必ず上司に報告すること。
- 各職員は、上記以外の災害対応活動も、「報告・連絡・相談」の徹底を図ること。

イ) 被災者の立場に立った災害対応活動を行うこと！

- 初動対応で、上司の判断を仰ぐ時間的余裕がなく、災害対応の必要に迫られた場合には、被災者の立場に立った対応に徹すること。特に、人命に関わる事態においては、人命救助を最優先すること。
- その際、自分が判断した最善の方法を、躊躇することなく、勇気をもって、直ちに実行すること。また、上司への事後報告の徹底を図ること。
- 災害対応活動には、地域の方々の協力が不可欠な事項が数多くある。この場合、最終的な責任は、市にあることを十分認識した上で、的確な協力依頼を行うこと。
- 被災者は、情報が不足しがちな中、心理的に極限状態にあるため、更なる不安や誤解を与えることのないよう、憶測に基づく言動は慎み、「誠心誠意」対応すること。
- 企画総務課は、迅速に情報を収集し、市民からの問合せに極力対応できるよう、万難を排し、その提供を図ること。

ウ) 報道機関への適切な対応を！

- マスコミ等報道機関の対応については、いかなる取材や問い合わせであろうとも、市政情報課を通すことを原則とする。とりわけ、テレビ取材においては、この原則の徹底を図ること。

※マスコミ等報道機関による報道は、市民にとって即時性があり、重要な情報入手手段となっていることから、統一された最新の情報を提供することが重要である。

※報道される情報は、市から提供されたもののほか、様々な取材活動等に基づいたもので、市民にとっては非常に影響や反響が大きい。その影響力を考えると、不確実な情報提供は厳に慎まなければならない。

2. 災害時の配備基準

配備	区分	本部	配備基準	配備内容	配備職員	
					本部	現地対策本部
待機体制	風水害	—	1. 大雨警報または洪水警報が発表されたとき。 2. 河川の増水が予想されるとき。 (池田ダム1,000m ³ /s放流開始通知等)	配備職員は、原則として通常の勤務場所において、気象情報等の情報連絡活動を行うとともに、状況に応じてすみやかに警戒体制を配備し得る体制とする。	・危機管理課 ・建設課 防災時連絡担当員 (事前に指定する。)	
警戒体制	風水害	—	1. 大雨警報又は洪水警報が発表され、第1非常体制を発令するには至らないが、今後の状況の推移に注意を要し、連絡を緊密にする必要があると認めるとき。 2. 河川の増水により通行止めが予想されるとき。	配備職員は、原則として通常の勤務場所において、気象情報等の情報連絡活動を行うとともに、状況に応じてすみやかに第1非常体制を配備し得る体制とする。	上記職員に加えて ・建設部長、次長 ・企画総務部長、次長 ・危機管理局長 ・企画総務課、危機管理課、建設課のうち必要な人員	
	地震災害	—	1. 南海トラフ臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)が発表されたとき。			
第1非常体制	風水害	必要に応じ 現地対策本部の設置	1. 大雨警報又は洪水警報が発表され、被害の発生が予想されたとき。 2. 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。 3. 土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合で、土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき。	配備職員は、原則として通常の勤務場所もしくは支所において、非常配備指令等の情報連絡活動及び災害応急対策に従事するとともに、状況に応じてすみやかに第2非常体制を配備し得る体制を整える。 また、市長の判断のもと、避難情報を発令、解除する。	上記職員に加えて ・部長及び管理職のうち必要な人員 ・住宅課 ・水道部 ・その他職員のうち必要な人員	・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときで、指定避難所を開設する場合は、現地対策本部全職員 ・その他、災害の状況に応じて現地対策本部長(市長が任命する者)及び職員のうち必要な人員
	地震災害	の設置 現地対策本部	1. 震度4の地震が発生したとき。 2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。			
	その他	—	1. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想されるとき。			

配備	区分	本部	配備基準	配備内容	配備職員	
					本 部	現地対策本部
第2非常体制	風水害	水防本部の設置	1. 暴風、大雨、洪水警報全てが発表されたとき。 2. 台風が徳島県を通過することが確実とされたとき。 3. 河川が避難判断水位に近づいたとき。 4. 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となったとき。)	・本部員会議 (災害対策本部設置及び解散について協議) 配備職員は、通常の勤務場所もしくは支所等において災害情報連絡活動及び災害応急対策に従事する。 避難情報の発令、解除については原則本部員会議を開催し市長が必要と認めるとき発令するが、緊急を要する場合は、本部員会議を開催することなく、市長の判断のもと発令する。	上記に加えて ・市長 ・副市長 ・教育長 ・政策監 ・消防団長 ・職員のうち必要な人員 ・必要により、消防署職員 ・必要により阿波市防災士会 ・その他の職員は自宅待機	上記に加えて ・職員のうち必要な人員 ・消防団方面団長 ・方面副団長 ・消防団詰所待機 ・その他職員は自宅待機
	地震災害	非常体制本部の設置	1. 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。			
	その他		1. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が発生したとき、又は特に大きな被害が予測されるとき。			
第3非常体制	風水害	水防本部の設置	●判断設置 1. 大雨特別警報が発表されたとき。 2. 暴風、大雨、洪水警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 3. 河川の増水等により被害の発生が予想されるとき。 4. 土砂災害により被害の発生が予想されるとき。	風水害時は、水防本部の配備体制とする。	上記に加えて ・必要な職員 ・震度6弱以上の地震が発生したときは全職員	・震度6弱以上の地震が発生したときは、現地対策本部全職員で現地対策本部を開設し、全指定避難所を自動開設する。
	地震災害	災害対策本部の設置	●自動設置 1. 震度6弱以上の地震が発生したとき。 ●判断設置 1. 震度5弱または震度5強の地震が発生し、被害の発生が予想されるとき。			
	その他		●判断設置 1. その他通常の市行政組織により災害応急対策が不可能と判断される災害が発生したとき。			

3. 配備区分に応じた組織体制

1 対策会議の開催

- 台風の接近又は風水害の発生が懸念される気象予報が発表された場合、対策会議を実施して、情報の共有と認識の統一を図る。
- 協議内容
 - ・連絡体制の確認
 - ・事前準備事項の確認（土のうの作成、災害広報、消防団活動、その他必要な事項）
 - ・避難所の開設優先順位の決定
 - ・事後の会議の予定

参 者 者

○市長、副市長、政策監、教育長、各部長・次長、会計管理者、各局長、各支所長
危機管理課

2 待機体制、警戒体制

待機体制

- 原則として通常の勤務場所において、気象情報等の情報連絡活動を行うとともに、状況に応じてすみやかに警戒体制を配備し得る体制とする

配備職員

○危機管理課及び建設課の防災担当職員（事前に指定する。）

警戒体制

- 原則として通常の勤務場所において、気象予報等の情報連絡活動を行うとともに、状況に応じて第1非常体制を配備し得る体制とする

配備職員

待機体制の配備職員に加えて

- 建設部長、次長
- 企画総務部長、危機管理局長、企画総務部次長
- 企画総務課、危機管理課、建設課のうち必要な人員

3 第1 非常体制

- 原則として通常の勤務場所もしくは支所において、非常配備指令等の情報連絡活動及び災害応急対策に従事するとともに、状況に応じてすみやかに第2 非常体制を配備し得る体制を整える

配備職員

- 警戒体制の配備職員に加えて
- 部長及び管理職のうち必要な人員
 - 住宅課、水道部、その他職員のうち必要な人員
- 【風水害時及び南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表時で指定避難所を開設する場合】 現地対策本部
- ・ 現地対策員
 - 状況に応じて現地対策本部長（市長が任命する者）及び職員のうち必要な人員

4 第2 非常体制、第3 非常体制（災害対策本部・水防本部設置）

- 本部員会議（災害対策本部設置及び解散について協議）

配備職員は、通常の勤務場所もしくは支所等において災害情報連絡活動及び災害応急対策に従事する

- ・ 高齢者等避難
- ・ 避難指示
- ・ 指定避難所の開設、運営
- ・ 災害応急対策の全ての活動

高齢者等避難、避難指示等の発令、解除については原則本部員会議を開催し、市長が必要と認めるときは発令を行うが、緊急を要する場合は、市長の判断のもと発令を行う

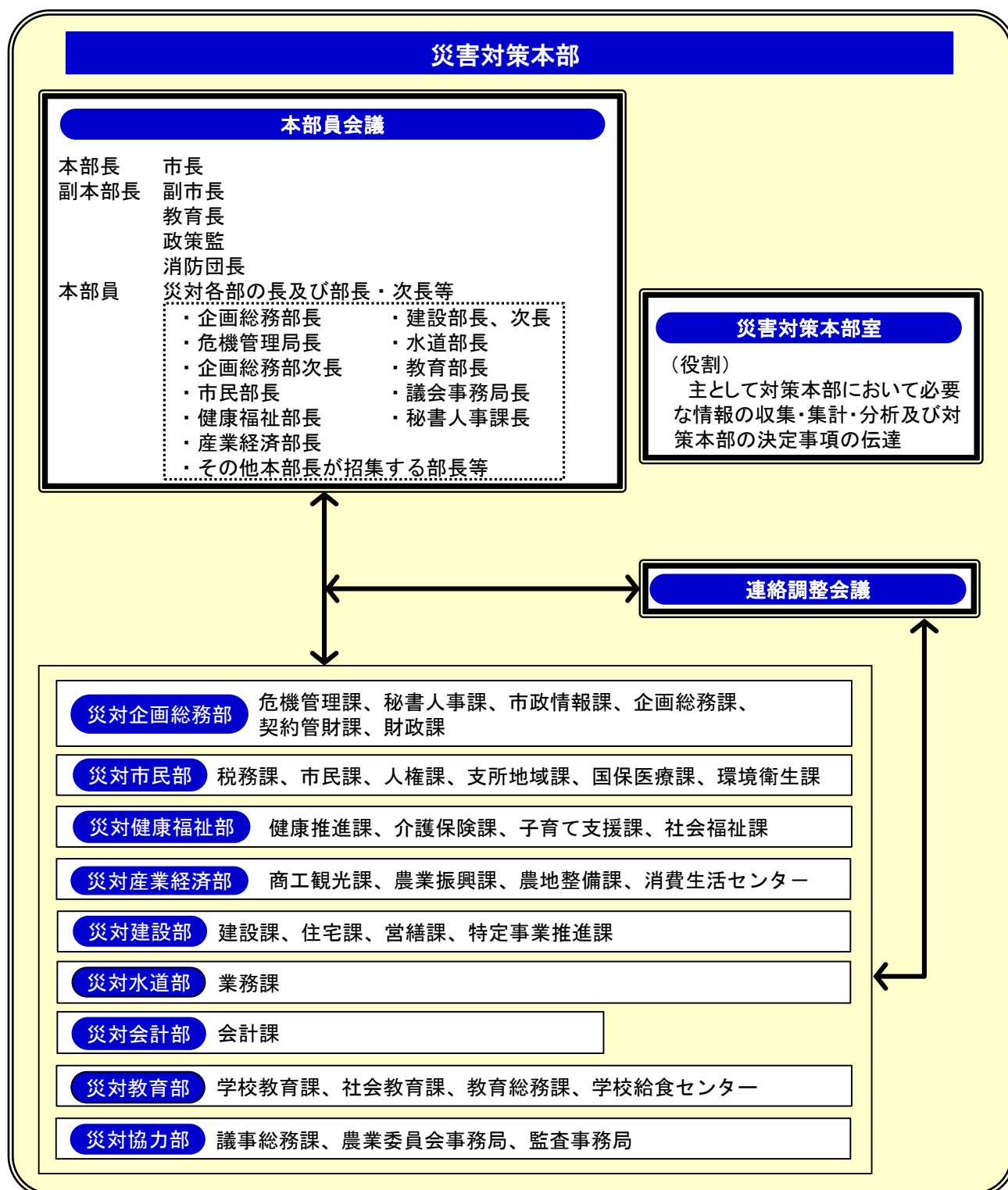
配備職員

- 第1 非常体制の配備職員に加えて
- 市長、副市長、教育長、政策監、消防団長及び職員のうち必要な人員
 - その他の職員は自宅待機
- 【風水害時】 現地対策本部
- 第1 非常体制の配備人員に加えて
- ・ 消防団方面団長、方面副団長
 - ・ 消防団詰所待機
 - ・ その他職員は自宅待機

災害対策本部

- 各非常体制への各職員の配置は、「現地対策本部名簿」のとおりとする。
- 非常体制における配備は、市長による決定を基本とするが、市長に事故があった場合や市長が不在又は連絡がとれない場合の意思決定者は、以下の順位に従うものとする。

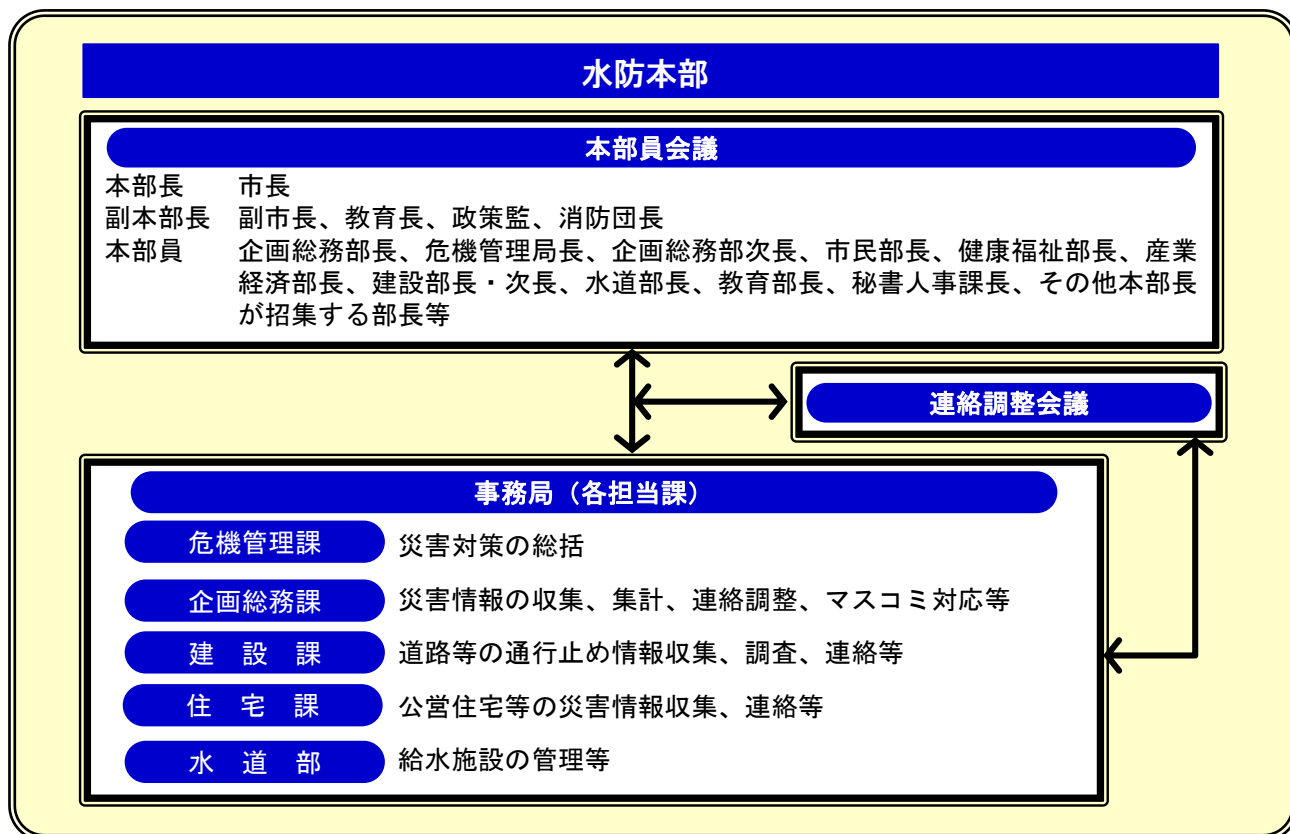
1) 市長 ⇒ 2) 副市長 ⇒ 3) 政策監 ⇒ 4) 企画総務部長



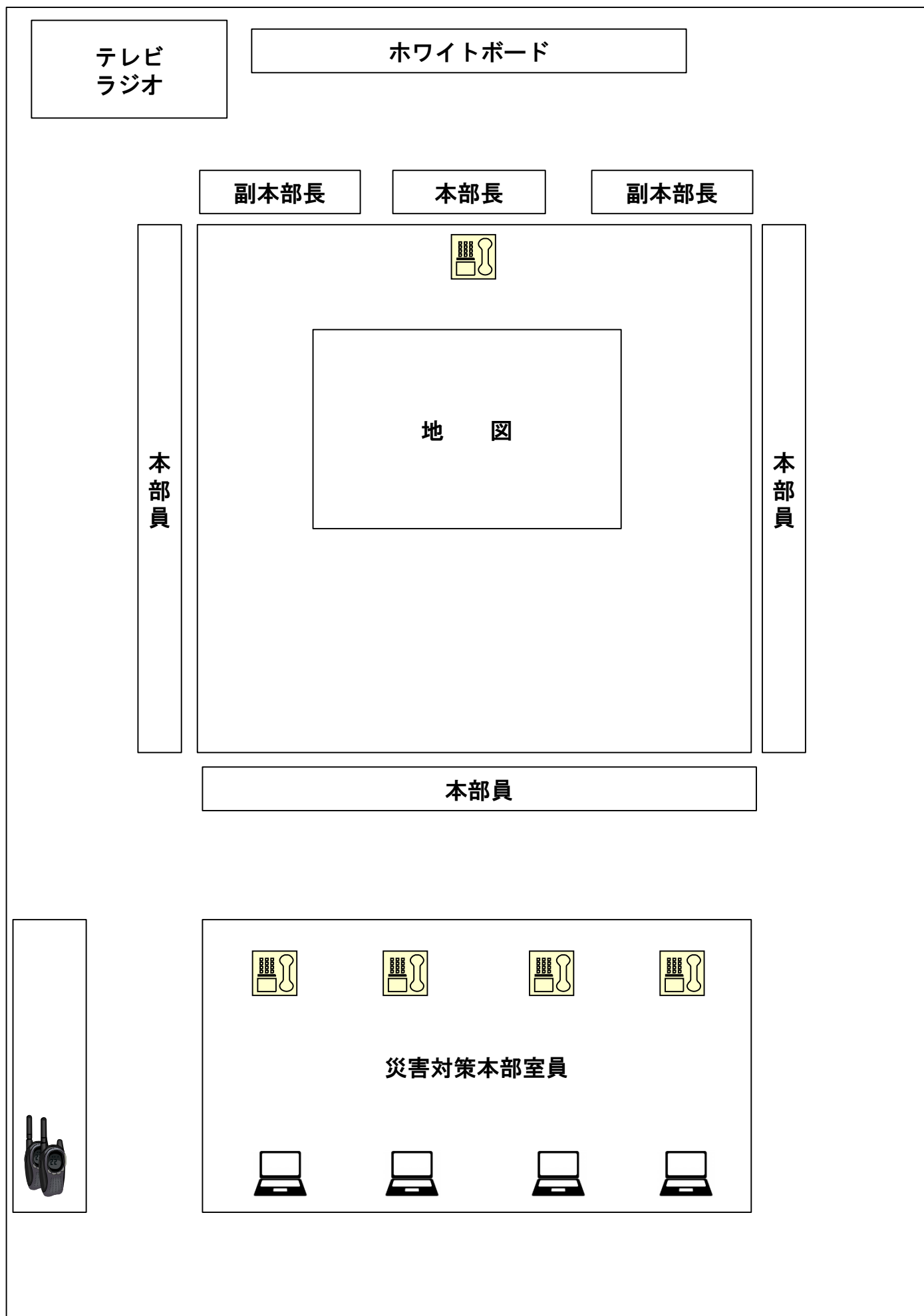
水防本部

- 水防法第10条の規定による気象状況の通知（国の機関が行う洪水予報）を受けたとき、又は、暴風雨、大雨、洪水等のおそれがあり、警戒の要があると認められる時から水害の危険が解消するまで、水防本部を設置する。
- 非常体制における配備は、市長による決定を基本とするが、市長に事故があった場合や市長が不在又は連絡がとれない場合の意思決定者は、以下の順位に従うものとする。

1) 市長 ⇒ 2) 副市長 ⇒ 3) 政策監 ⇒ 4) 企画総務部長



災害対策本部の配置図



現地対策本部

- 阿波市役所内に設置される水防本部又は、災害対策本部に対して、現地対策本部は各支所に設置され、町単位を管轄とする。

現地対策本部

本部長 市長の任命する者

- ・災害状況にあわせて現地対策員を選任し、召集する
- ・現地対策本部の指揮

班員 現地対策本部長の選任（職員を配備）



連絡班

- ・電話等の災害受付を行う。
- ・「災害情報対応票：様式1」及び「災害情報対応一覧表：様式2」に記載する。

情報集計班

- ・連絡班の記載した災害時受付簿を集計し、各課へ情報を伝える。
- ・被害、避難者及び避難者の対応状況等の集計、報告。
- ・班長は水防本部（企画総務課支所担当職員）へ報告を行う。

警備班

- ・エリアを定めて危険箇所の巡回。
- ・被害情報の事実（状況）確認等。
- ・通行止めが必要な場合のバリケード、交通整理。

土嚢管理班

- ・市民の土のう要求時の車等への積み込み作業。
- ・土のうの作成作業。
- ・消防団と連携し独居高齢者等要配慮者宅への土のう運搬の手伝い。

避難所運営班

- ・指定避難所の開設、運営業務、災害備蓄物資、飲料水の配布等。
- ・避難者名簿の作成、健康状態等を把握。
- ・各指定避難所は避難者数及び避難者の対応状況等を情報集計班へ報告。

樋門担当職員

- ・樋門、排水機場において河川の水位を監視。
- ・河川水位、樋門開閉、排水機場操作情報を情報集計班へ報告。（越水等緊急を要する場合は水防本部へ報告の上、情報集計班に報告。）
- ※大規模地震（震度6弱以上）発生時は、避難所運営班を支援する。

※各現地対策本部職員の体制変更は水防本部で決定する。

※国土交通省より樋門操作人配置指示があった場合、危機管理課から各現地対策本部に連絡を行う。

※現地対策本部長は状況に応じて樋門担当職員の配置（招集、各樋門への待機）連絡を行う。

※各現地対策本部からの定時報告書（災害状況報告）については、基本的に1時間毎（00時）で情報集計班長が行う。

※池田ダム放流により潜水橋等の通行止めの音声告知放送は建設課で行うが、現地対策本部設置後から設置解除までは企画総務課で行う。

※通行止めが必要な場合のバリケード等設置及び土嚢の管理は建設課で行う。

※通行止め箇所の交通整理及び土嚢の管理については現地対策本部設置後から設置解除までは各現地対策本部で行う。

※高齢者等避難、避難指示等に伴う音声告知放送、ケーブルテレビL字放送、エリアメールによる市民への周知は危機管理課が行う。

※災害後の被害調査を実施するか判断は水防本部で決定し、各現地対策本部へ連絡を行う。

※水防本部、解除後の被害調査

現地対策本部長 市長が任命する者

- 予想される災害状況にあわせて被害調査エリアを（何班必要か）決める。
- 現地対策員と打合せの上、災害後の被害調査班の選任を行う。
- 被害調査班が把握した情報を取りまとめた上、危機管理課へ報告する。

被害調査班

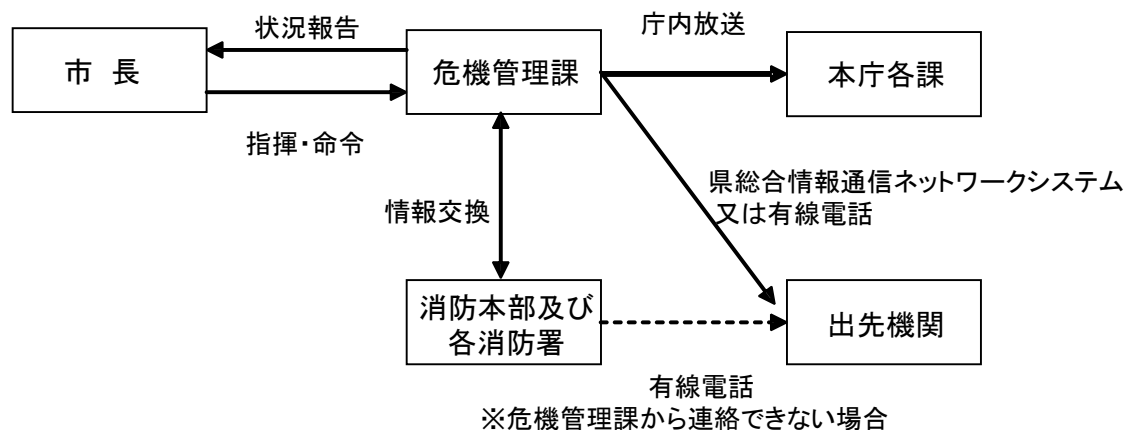
- 被害調査エリアを巡回し、被害調査（床上、床下浸水被害や公共物被害等）を行う。
- 床上、床下浸水被害の住宅へ消毒液（オスバン、クレゾール）を配る。
- 現地対策本部長へ被害状況の報告を行う。

5 非常体制配備指令の伝達

勤務時間内

- 危機管理課長は、非常体制の配備決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、気象予警報等の種類及び配備の種類を伝達する。

□伝達系統



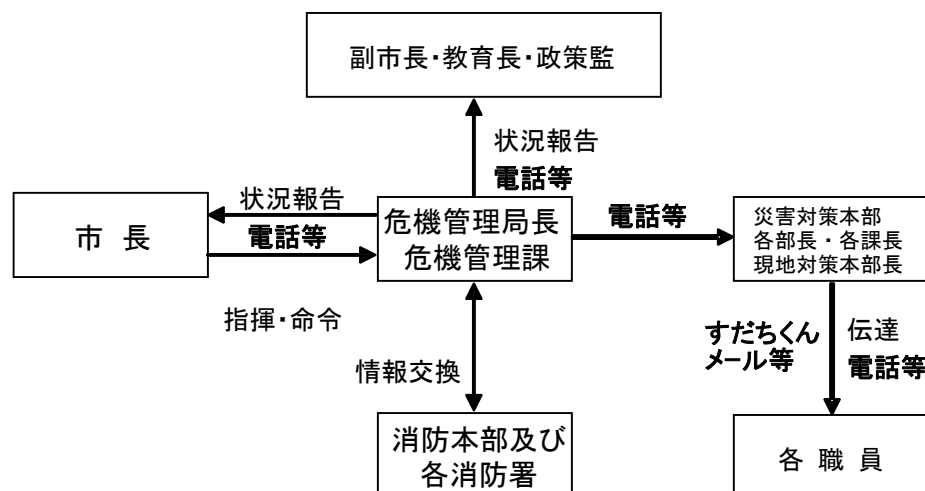
□伝達手段

- a 庁内放送 b 県防災行政無線又は有線電話

勤務時間外

- 危機管理課長は、非常体制の配備決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、気象予警報等の種類及び配備の種類を伝達する。
- なお、危機管理課長が退庁している場合は、在庁している宿日直の職員より被害状況等の情報を入手し、決定を行うものとする。
- また、震度6弱以上の地震が発生した場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないので、伝達を待つことなく、直ちに第3非常体制の配備につくものとする。

□伝達系統



□伝達手段

- a 有線電話 b 携帯電話 c その他

4. 災害対策本部の設置・運営・解散

1 災害対策本部の設置

本市の地域内において、災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合において、市長が必要とみとめたときは、災害対策本部を設置するものとし、その基準はおおむね次をもって判断するものとする。

設 置 基 準	
(1)	大雨特別警報が発表されたとき。
(2)	暴風、大雨、洪水警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。
(3)	河川の増水により被害の発生が予想されるとき。
(4)	土砂災害により被害の発生が予想されるとき。
(5)	震度6弱以上の地震が発生したとき（自動設置）
(6)	震度5弱または震度5強の地震が発生し、被害の発生が予想されるとき。
(7)	その他通常の市行政組織により災害応急対策が不可能と判断される特殊な災害が発生したとき。

● 災害対策本部の設置体制

- (1) 配備体制の種類及び決定
本部長は災害の種類、規模等を勘案し所属の部、班に対し次の区分によって必要な職員の配備体制をとらせるものとする。
 - ア 非常特別配置
災害対策本部の全組織が配置につく必要がある大規模の災害が発生し、又は発生が予想されているとき。
 - イ 特別配置
他部からの応援を求めずそれぞれの部内で処理可能な程度の災害が発生し、又は発生を予想し、その対策が全部の部又は多数の部に及ぶとき。
- (2) 災害対策本部設置前の体制
市長は、災害対策本部設置前において次の体制をとる。
 - ア 普通配置
他の課等から応援を求めずそれぞれの課内で処理可能な程度の災害が発生し、又は発生を予想しその対策が一部の部の中で処理できるとき。
 - イ 準備配置
災害の発生が予想されるとともに、発生までに多少の時間的余裕があり普通配置に切り替える体制にあるとき。

(3) 設置及び配置の伝達

災害対策本部の設置及び配備体制が決定したとき、災対企画総務部長は部員として関係各部の部長に連絡し、各部の部長は部員として各班に伝達するものとする。

なお、休日及び勤務時間外については、ケーブルテレビ、音声告知端末、屋外拡声機等を利用し、その旨連絡するものとする。

(4) 災害対策本部設置の場所

災害対策本部は特別の場合を（例えば市役所被災時）除き、阿波市役所内に置くものとする。

また、各支所に現地対策本部を置くことができる。

● 組 織

本部の組織は「阿波市災害対策本部条例」並びに本計画の定めるところによるものとする。本組織の編成並びに各組織の分担任務の概要は次のとおりである。

なお、市長に事故があった場合や市長が不在又は連絡がとれない場合の意思決定者は、以下の順位に従うものとする。

1) 市長 ⇒ 2) 副市長 ⇒ 3) 政策監 ⇒ 4) 企画総務部長

● 代 決 者

市長が不在の時は副市長が災害対策本部長を代行するものとし、市長、副市長とも不在の時は政策監が代行する。

また、政策監も不在の場合は企画総務部長が代行する。

なお、本部員の代行は、各部においてあらかじめ指名したものをもってあてるものとする。

● 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、市役所に置くものとする。ただし、災害の状況に応じて本部長の指定する他の市有建物に置くことができる。また、各支所に現地対策本部を置くことができる。

● 災害対策本部の表示

危機管理課長は、災害対策本部が設置された時は、市役所前に「阿波市災害対策本部」の看板（危機管理課保管）を掲出するものとする。

● 災害対策本部設置の通知

危機管理課長は、災害対策本部を設置した場合は、直ちに各課非常連絡員にその旨通知するとともに、市長を通じ徳島県災害対策本部等関係機関へその旨通知するものとする。

● 職員の動員及び参集

危機管理課長は、災害対策本部の設置及び非常体制の決定に基づき、応急対策を実施するのに必要な職員を動員するものとする。

2 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部員会議の開催

災害の状況に応じ、災害対策に関する基本事項について協議するため、本部長が必要と認める場合は、本部員会議又は関係本部員会議を開催するものとする。

ア 本部員会議の協議事項

- 第2非常体制から第3非常体制への切り替え及び災害対策本部の解散に関すること。
- 避難のための立退き指示に関すること。
- 被害情報及び被害状況の分析とそれに基づく応急対策活動の基本方針の策定に関すること。
- 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- 災害救助法の発動についての意見に関すること。
- その他災害対策に関する重要事項

イ 部の運営

各部においては、「阿波市業務継続計画」に示す「非常時優先業務整理表」について周知徹底を図っておくものとする。

災害対策本部に設置された各部は、本部員会議の決定した基本方針及び「非常時優先業務整理表」に基づき災害対策業務に従事するものとする。

(2) 災害対策本部室の設置

ア 開設

災害対策本部が設置された場合、危機管理課長は直ちに災害対策本部室を開設する。

イ 災害対策本部長の所在

災害対策本部長は、原則として災害対策本部室に在室するものとする。

ウ 本部室の役割

災害対策本部室においては、気象等観測結果及び被害情報の収集及び集計・分析並びに非常配備及び予警報等の伝達など、主として対策本部において必要な情報の収集・集計・分析及び対策本部の決定事項の伝達を行う。

エ 設置場所

災害対策本部室は、阿波市役所内に置くものとする。ただし、災害の状況に応じて本部長の指定する他の市有建物に置くことがある。

オ 本部室の構成

災害対策本部室は、危機管理課員その他、次の課の所要の職員で構成し、副市長が統括する。

(ア) 企画総務課 (イ) 市民課 (ウ) 建設課 (エ) その他本部長が必要と認める課

カ 本部室の電話番号等

(ア) 有線電話

0883-36-8790（災害時非常連絡電話、一般連絡禁止）

(イ) 無線局

[呼称] ぼうさいあわし 466.7MHz（市波）
ぼうさいとくしま337、166、855（デジタル無線）
（衛星IP電話） 7036400

3 災害対策本部の解散

災害対策本部は、主に次の事項の場合、本部長の指令により解散するものとする。

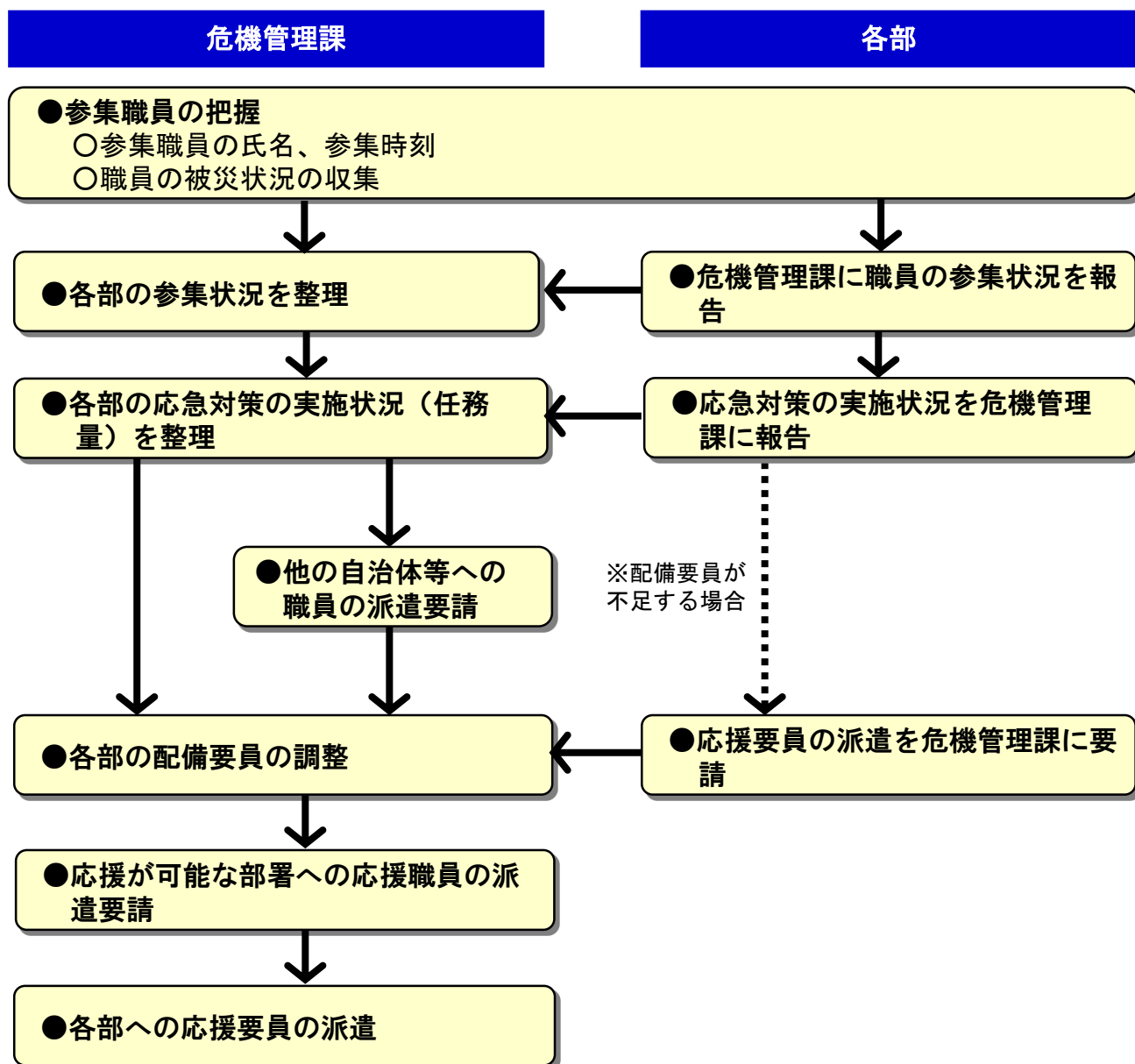
(1)	市の地域に係る災害発生のおそれが解消したとき
(2)	災害応急対策がおおむね完了したとき

災害対策本部が解散した後においても、必要に応じて各課等の予備待機の人員は連絡調整のため配置する。

5. 災害対応時の特に留意すべき事項

1 災害対応に係る職員等の配備調整

- 災害対策本部各部・各課長及び現地対策本部長は、職員の参集状況等を速やかに危機管理課に報告する。
- 未参集の職員について、各部の取りまとめ担当課長は、被災状況（安否情報）を収集する。
- 災害対応実施後、配備要員が不足する場合は、災害対策本部各部・各課長及び現地対策本部長は危機管理課に応援要員の派遣を「応援要請書：様式3」により要請する。
- 危機管理課は、職員の参集状況及び応急対策の任務量を整理し、各部の配備要員を調整する。

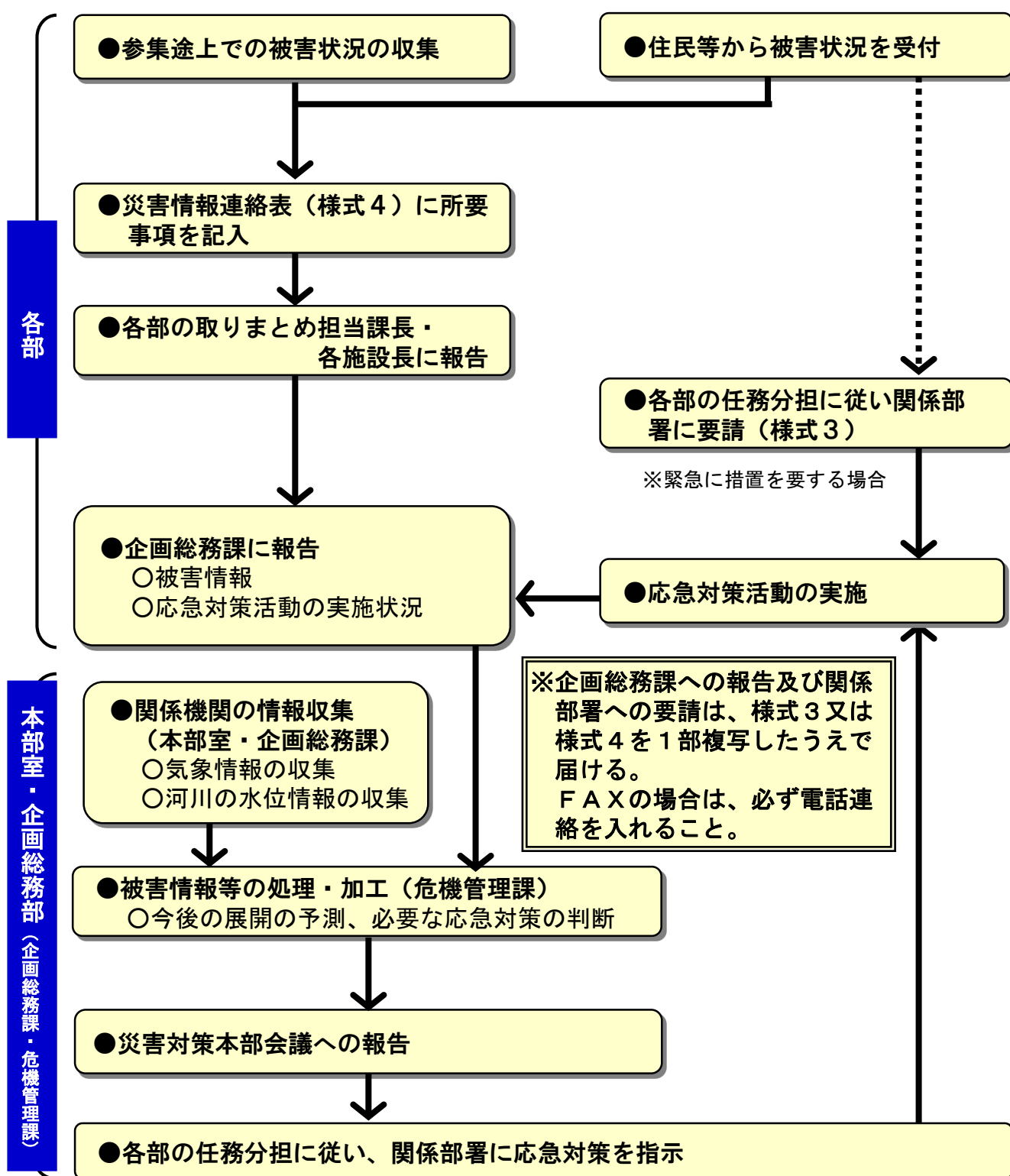


大規模災害時には……

勤務時間外の大規模災害時において、交通途絶等により所属の部署へ参集できず、職員が最寄りの庁舎・各施設に参集した場合は、危機管理課は各所属長と協議を行い、配備要員の調整を行うものとする。

2 被害情報及び応急対策の指示・伝達

- 被害状況等を把握した職員は、速やかに各部の取りまとめ担当課長を通じて企画総務課に報告する。
(緊急に措置を要する場合は、各部の任務分担に従い、関係部署に要請する。)
- 応急対策実施後、各部の取りまとめ担当課長は、活動の状況を企画総務課に報告する。
- 危機管理課は、各部に応急対策の実施を指示する。
- 危機管理課は、被害状況等を分析し、応急対策の要否を決定する。(避難情報の発令等の重要事項については、防災対策本部会議で検討する。)



3 避難情報の発令

- 住民の避難行動にあつては、特に要配慮者のうち避難行動要支援者の避難にかかる時間的余裕が必要となることから、避難に関する情報として「高齢者等避難」及び「避難指示」と合わせて2段階とする。
- 避難指示等の発令にあつては、河川管理者等の協力を得ながら、危険区域の住民に対し速やかにその旨の周知徹底を図るものとする。
- 避難指示等の発令において、夜間で停電しているときは、消防団、自主防災組織、災害ボランティア等により関係区域の家庭を戸別に訪問し、伝達の徹底を図る。

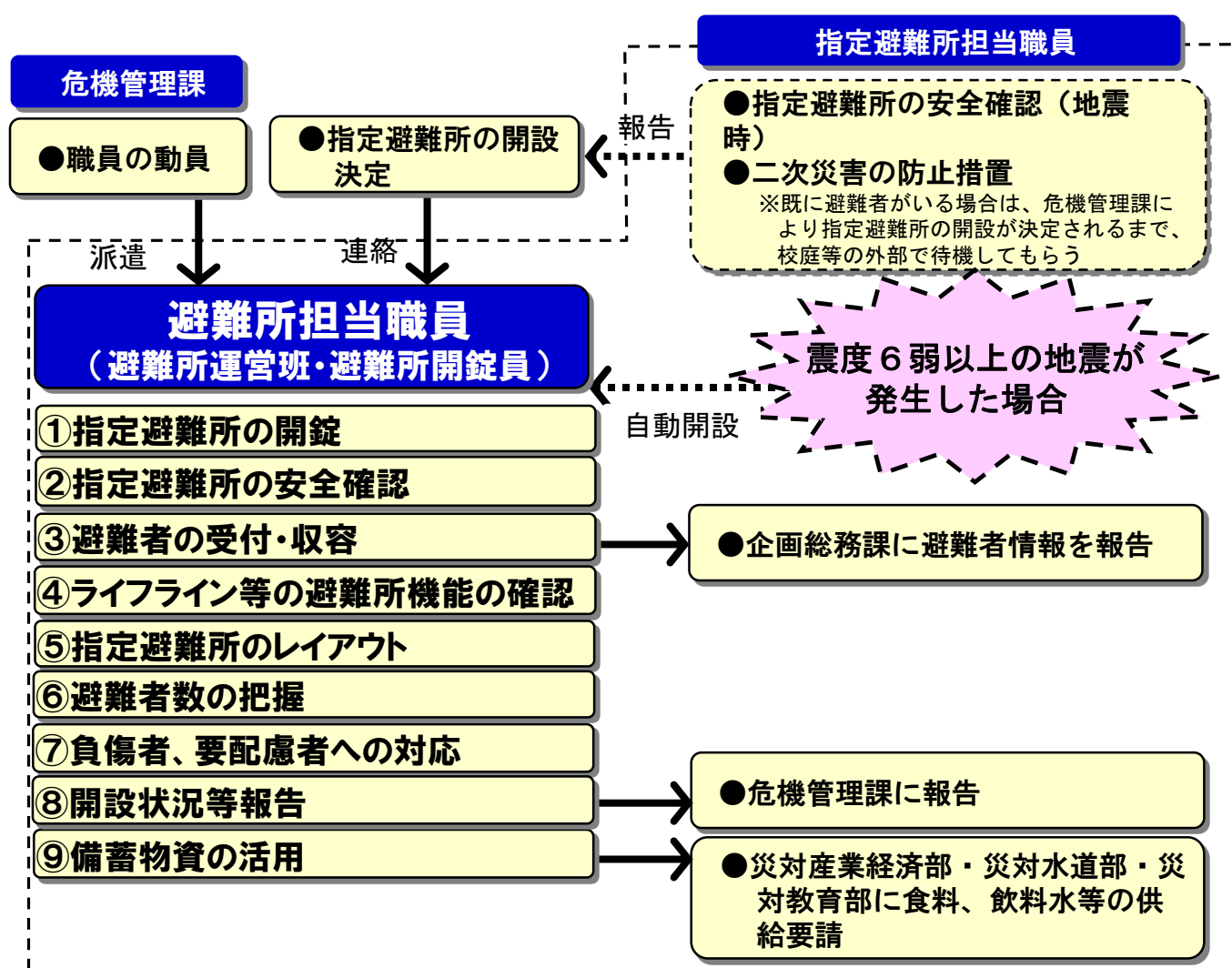
洪水・土砂災害

区 分	判断基準	対象地域	市民に求める行動	発令時の状況
警戒レベル1	早期注意情報 (大雨・洪水)	必要な地域	心構えを高める。	早期注意情報が発表された場合
警戒レベル2	注意報 (大雨・洪水)	必要な地域	避難行動の確認	注意報が発表された場合
警戒レベル3 高齢者等避難	外水により、樋門・排水機場の水門が自然流下できずに閉めた後、時間雨量が50mm以上降ることが予想されるとき。	当該樋門・排水機場の地域	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものは、計画された指定避難所への避難行動を開始。 (避難支援者は支援活動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況
	池田ダムが8,000m ³ /s以上の放流を開始したことがわかったとき。	吉野川の無堤地区		
	宮川内谷川の水位が「2.50m」を超えたとき。	宮川内谷川の浸水想定区域		
	「吉野川氾濫警戒情報」が発表(避難判断水位)されたとき	必要な地域		
	① 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合で、土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき。 ② 3時間雨量が120mm以上 ③ 大雨警報(土砂災害)が発表され、夜間から翌早朝までに、土砂災害の危険度分布で「警戒(赤)」となることが予想され、かつ土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき。	左記の①～③のいずれかの基準に達した地域で、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所のある地域		
	その他災害対策本部長が必要と認めたとき	必要な地域		

区 分	判断基準	対象地域	市民に求める行動	発令時の状況
警戒レベル4 避難指示	外水により、樋門・排水機場の水門が自然流下できずに閉めた後、時間雨量が50mm以上降ったとき。	当該樋門・排水機場の地域	・通常の行動ができる者は、計画された指定避難所へ避難行動を開始。 ・災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋外での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（屋内での待避等の安全確保措置）を指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
	宮川内谷川の水位が「3.50m」を超えたとき。	宮川内谷川の浸水想定区域		
	「吉野川氾濫危険情報」が発表（氾濫危険水位）されたとき。	該当地区（場合によっては避難指示（緊急）の発令）		
	① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合。 ② 大雨警報（土砂災害）が発表され、夜間から翌早朝までに、土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となることが予想されるとき。	①～②のいずれかの基準に達したブロック内における土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所のある地域		
	前兆現象等、現地の異常が発見された場合。	前兆現象等の発生が確認された地域		
	隣接する地域で土砂災害が発生した場合。	災害発生地域と同じ降雨状況（土砂災害警戒情報の有無や降雨量）で、近傍の地域		
	指定避難所に至る道路の遮断が予測された場合	孤立する地域		
	その他災害対策本部長が必要と定めたとき	必要な地域		
警戒レベル5 緊急安全確保	「吉野川氾濫発生情報」を受けたとき。（堤防天端水位到達・越流等）	災害が発生した地域	・避難するいとまがない場合は屋内の安全な場所に避難するなど、生命を守る最善の行動をとる。	・災害が発生した状況
	洪水等・土砂災害の発生			
	その他災害対策本部長が必要と認めたとき。	必要な地域		

4 指定避難所の開設・運営

- 指定避難所担当職員（主に契約管財課、支所地域課、学校教育課、社会教育課、教育総務課、学校給食センター、議事総務課、農業委員会事務局、監査事務局）は、危機管理課による判断のもと、災害の規模や状況により指定避難所を開設する。
- 震度6弱以上の地震が発生した場合の避難所の開設は、自動開設とする。
- 指定避難所を開設したときは、避難開始日時、場所、収容状況及び開設期間の見込みについて記録し、知事及び関係機関に報告又は通知するものとする。
- 指定避難所の運営にあたっては、指定避難所管理の実態把握に努め、要配慮者の避難生活の支援のための措置を講ずるものとする。



- 指定避難所担当職員は、本庁又は各支所まで鍵を受け取りに行き、指定避難所を解錠すること。
- 職員が参集する前に市民が指定避難所を解錠し、避難している場合は、指定避難所の安全確保を行うため、一時外部で待機してもらう。
- 指定避難所担当職員は、指定避難所の運営に関する各種活動に関して、地域団体等からなる「避難所運営本部」との連携のもと実施すること。
※「避難所運営本部」に関しては、避難所運営マニュアルにて確認。

6. 災害対策本部・各部等の主な任務（各災害共通）

主 な 任 務		
災対 企画 総務部	危機管理局 危機管理課	○本部の設置及び廃止に関する事
		○職員の動員・配備に関する事
		○県災害対策本部、県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関する事
		○国、県等との連絡調整に関する事
		○水防計画の実施についての連絡・調整に関する事（風水害のみ）
		○関係官庁に対する速報に関する事
		○相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備に関する事
		○他の市町村等からの災害復旧活動に対する応援の調整に関する事
	秘書人事課	○本部長命令の示達に関する事
		○本部の庶務に関する事
		○本部の廃止に関する事
		○海外からの応援に対する受入体制整備に関する事
	市政情報課	○本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関する事
		○災害に関する写真等による記録に関する事
	企画総務課	○電話対応
		○被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ等の災害情報処理に関する事
		○気象予警報に関する事
		○災害時の広聴及び相談に関する事
	契約管財課	○指定避難所の開閉及び管理運営に関する事
		○避難者の収容に関する事
		○被害状況及び応急対策の実施状況の記録等に関する事
		○物資及び物資運搬車両等の調達・確保に関する事
		○市有建物の復旧に関する事
	財政課	○災害予算に関する事

主 な 任 務

災対 市民部	税務課	○被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること
		○り災証明（火災によるものを除く）等の災害に関する諸証明の発行に関すること
	市民課 人権課	○被災者台帳の作成に関すること
		○外国人に関する連絡及び調整に関すること
		○本部員会議及び関係本部員会議に関すること
		○遺体の捜索、収容、安置、処理、埋・火葬に関すること
		○物価の安定その他市民生活に関すること
	支所地域課	○電話対応
		○指定避難所の開閉に関すること
		○避難者の収容に関すること
		○支所被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ記録等に関すること
	国保医療課	○災害派遣部隊受入れ撤収に関すること
		○災害救助法に基づく救助に関する連絡・調整及び指導に関すること
		○災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること
		○災害ボランティアの受入れ及び連絡・調整に関すること
	環境衛生課	○被災地の防疫活動に関すること
		○一般廃棄物の収集、処理、処分に関すること
		○災害廃棄物の撤去、処理、処分に関すること
		○死亡獣畜の収集、処理に関すること
		○環境保全対策に関すること

主 な 任 務		
災対 健康 福祉部	健康推進課	○災害救助法に基づく助産に関すること
	介護保険課	○救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産の調達に関すること
	子育て支援課	○指定避難所における避難者の健康対策に関すること
		○保育施設の防災及び復旧に関すること
	社会福祉課	○乳幼児の保護に関すること
		○要配慮者（高齢者等）の情報提供に関すること
		○要配慮者（障害者等）の情報提供に関すること
		○福祉避難所の開設要請に関すること
		○福祉避難所への避難者の収容に関すること
		○災害救助法に基づく救助に関する連絡・調整及び指導に関すること
		○災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること
		○被災者に対する見舞金に関すること
		○義援金品の配分に関すること
		○災害ボランティアの受入れ及び連絡・調整に関すること
		○その他災害救助に関し他の所管に属さないこと
災対 産業 経済部	商工観光課 農業振興課 農地整備課 消費生活 センター	○関係官庁に対する速報に関すること
		○要配慮者（全般）の情報提供に関すること
		○被災者等への食料の確保及び配給に関すること
		○救援物資の受入れ及び配付に関すること
		○中小企業への災害復旧資金の融資に関すること
		○農林水産業施設の防災及び復旧に関すること
		○農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること
		○農産物、家畜等の災害対策に関すること
災対 建設部	建設課 住宅課 営繕課 特定事業 推進課	○本部の廃止に関すること
		○関係官庁に対する速報に関すること
		○災害応急工事の契約に関すること
		○河川、道路、橋りょう、宅地等の防災及び復旧に関すること
		○災害救助法に基づく障害物の除去に関すること
		○排水施設等の防災及び復旧に関すること
		○緊急輸送路の確保に関すること
		○本部の廃止に関すること
		○関係官庁に対する速報に関すること
		○ライフライン復旧の連絡・調整に関すること
		○住宅の応急修理に関すること
		○災害ボランティア（住宅関係）に関すること
		○被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること
		○応急仮設住宅の建設に関すること

主 な 任 務

災対 水道部	業務課	○飲料水の供給に関すること
		○給水区域への給水の確保に関すること
		○関係官庁に対する速報に関すること
災対 会計部	会計課	○義援金品の受入・保管に関すること
		○防災・復旧活動の応援に関すること
災対 教育部	学校教育課 社会教育課 教育総務課 学校給食 センター	○児童・生徒の保護及び応急教育に関すること
		○教育施設の防災及び復旧に関すること
		○災害救助法に基づく学用品の給与に関すること
		○被災者等への食料の確保及び配給に関すること
		○指定避難所の開閉及び管理運営に関すること
		○避難者の収容に関すること
災対 協力部	議事総務課	○市議会議員へ災害情報の連絡及び安否確認に関すること
		○電話対応
		○指定避難所の開閉及び管理運営に関すること
		○避難者の収容に関すること
	農業委員会 事務局 監査事務局	○電話対応
		○指定避難所の開閉及び管理運営に関すること
		○避難者の収容に関すること

7. 任務遂行にあたっての共通事項

1 入手情報の処理

- 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめは、企画総務課により実施するほか、各課に被害情報責任者を置くものとする。

留意事項

- 入手した被害情報は、記録された後、確実に応急対策担当課に伝達されたか。
- 所定の報告先の機関へ報告したか。
- 担当している被害状況を完全に掌握しているか。

- 被害情報の一般的な処理方法は、次のとおりである。

留意事項

- 入手した被害情報は、被害情報受領者が整理・記録する。
- 被害情報受領者は、上記で整理・記録した被害情報を直ちに被害情報責任者に報告する。
- 上記による報告を受けた被害情報責任者は、直ちに所属の上司に報告するとともに、企画総務課へ伝達する。
- 伝達を受けた企画総務課は、情報を整理し、災害対策本部室及び危機管理課へ伝達する。

2 活動状況の報告

- 災害の発生等により職員が参集した場合は、各部の取りまとめ担当課長を通じて速やかに参集した旨を危機管理課に報告すること。
- 応急対策が終了した場合は、速やかに各部の取りまとめ担当課長に報告を行うこと。
- 応急対策を実施後は、部ごとに毎日午後5時の時点で職員の配備状況及び対策活動の状況（任務量）を取りまとめ、午後8時までに危機管理課に報告すること。

3 被害情報の収集活動及び応急措置

- 被災地内の巡視は、2人体制を原則とし、自身の安全確保に努めること。
- 内水氾濫のおそれがある河川では、その水位に特に注意すること。
- 巡視により、被害が発生するおそれ、又は被害の発生を発見した場合は、直ちに携帯電話で応急対策担当課に連絡して指示を受け、通行止め等の可能な応急措置を実施すること。

※可能であればデジカメや携帯電話、スマートフォン等のカメラで被害状況の写真を撮影しておくこと。

- 応急措置終了後、その場から実施状況を応急対策担当課に報告するとともに、各部署に戻ってから「災害情報連絡表：様式4」により企画総務課に報告を行うこと。

4 災害関連物資・情報の提供

- 本市に対する支援物資の集積は、交流防災拠点アエルワにて行う。詳細は「阿波市後方支援計画」参照。
- 各地区において、災害発生後の災害関連物資・情報を被災者に提供する場合は、指定避難所を拠点として行うことを基本とする。
 - ※自治会長等も被災している場合が多いため、安易に自治会を通じた各戸配布に頼ることのないよう配慮する。

災 害 情 報 対 応 票

No(本・吉・土・市・阿・建・危 ー)

受 付 日 時	令和 年 月 日 時 分
受 付 者 氏 名	
相 手 方 氏 名	電話番号
相 手 方 住 所	
被 害 箇 所	
地図ページ(P ー)	
被 害 状 況 等	
情報を伝える課等	伝達チェック
☐ 吉・土・市・阿 現地対策本部	☐
☐ 建設課	☐
☐ その他()	☐
☒ 危機管理課(必須)	☐
伝 達 日 時	令和 年 月 日 時 分
担 当 課 等 名	
担 当 者 氏 名	
対 応 日 時	令和 年 月 日 時 分
状況・対応状況	

災害情報対応一覧表

機関名：_____

No	日 時	時 間	送・受	方 法	相手方	当 方	内 容	備考
1	/	:	送・受					
2	/	:	送・受					
3	/	:	送・受					
4	/	:	送・受					
5	/	:	送・受					
6	/	:	送・受					
7	/	:	送・受					
8	/	:	送・受					
9	/	:	送・受					
10	/	:	送・受					
11	/	:	送・受					
12	/	:	送・受					
13	/	:	送・受					
14	/	:	送・受					

応援要請書

本部長	副本部長	副本部長	副本部長	副本部長	長	長
受付日時			午前 月 日 午後 時 分			
受付者						
期 間			年 月 日 ～ 年 月 日			
応 援 要 請 場 所						
応 援 内 容						
必 要 人 員						
携 行 品						
備 考						

【要請者記入例】

予め（平常時に）ナンバリング
を行っておく

様式

3

NO

1

応 援 要 請 書

要請者： 危機管理 課 氏名 阿 波 太 郎 .

本部長	副本部長	副本部長	副本部長	副本部長	長	長
受付日時			午前 月 日 午後 時 分			
受付者						
期 間			平成26年 7月 1日 ～ 平成26年 7月 5日			
応 援 要 請 場 所			阿波小学校			
応 援 内 容			指定避難所運営の補助			
必 要 人 員			3名			
携 行 品			特になし			
備 考						

災 害 情 報 連 絡 表
(職員用)

本部長	副本部長	副本部長	副本部長	受信日時	午前 午後 月 日 時 分			
				受信者名				
副本部長	長	長	通報者	氏 名				
				住 所				
				電 話				
連絡事項・報告事項 場所 _____ 発生日時 月 日 () 頃 状況					☐ 道路			
					☐ 河川			
					☐ 家屋			
					☐ 公共施設			
					☐ 人			
					☐ その他			
					☐			
措置事項（措置対応した場所記入） 記載者名 _____								
対応機関・組織（措置対応した場合記入）								
☐ 災対 会計部	☐ 災対企 画総務部	☐ 災対 市民部	☐ 災対健 康福祉部	☐ 災対産 業経済部	☐ 災対 建産部	☐ 災対 水道部	☐ 災対 教育部	☐ 災対 協力部
課	課	課	課	課	課	課	課	課
備 考								

※太枠線内のみ記入する。

【報告者記入例】

予め（平常時に）ナンバリング
を行っておく

様式 4
NO 1

災 害 情 報 連 絡 表
(職員用)

報告者： 企画総務 部 氏名 阿 波 太 郎 .

本部長	副本部長	副本部長	副本部長	受信日時	午前 月 日 午後 時 分			
				受信者名				
副本部長	長	長	通報者	氏 名	市 場 一 郎			
				住 所	阿波市阿波町東原173番地			
				電 話	0 8 8 3 - 3 5 - 4 1 6 6			
連絡事項・報告事項 場所 八幡小学校付近 ☐ 発生日時 6 月 2 7 日 (金) 午前8時30分 頃 状況 八幡小学校南側の道路が、切幡川島線までの間で深さ50cm程度、冠水しています。 なお、自動車が1台浸水のため故障しており、片側車線で通行できません。 (冠水箇所：別紙住宅地図参照)					☒ 道路			
					☐ 河川			
					☐ 家屋			
					☐ 公共施設			
					☐ 人			
					☐ その他			
					☐			
措置事項（措置対応した場所記入） 警察と協議の上、危機管理課職員2人を配置し、通行止めとした。 記載者名 阿 波 太 郎 ☐								
対応機関・組織（措置対応した場合記入） 								
☐ 災対 会計部	☐ 災対企 画総務部	☐ 災対 市民部	☐ 災対健 康福祉部	☐ 災対産 業経済部	☐ 災対 建産部	☐ 災対 水道部	☐ 災対 教育部	☐ 災対 協力部
課	課	課	課	課	課	課	課	課
備 考								

※太枠線内のみ記入する。

阿波市 災害対応初動マニュアル

平成26年12月	策 定
平成29年 2月	改 定
平成31年 2月	改 定
令和 2年 2月	改 定
令和 3年 2月	改 定
令和 3年 6月	改 定
令和 4年 3月	改 定
令和 4年 8月	改 定
令和 6年 3月	改 定

発 行 阿 波 市

阿波市市場町切幡字古田201番地1

TEL 0883-36-8700

FAX 0883-36-8760

編 集 阿波市危機管理課